

コロンビア競争法の法令及び実務に関するアップデート

中南米ニュースレター

2023年10月25日号

執筆者:

[廣瀬 香](#)k.hirose@nishimura.comOscar Tutasaura²oscar.tutasaura@phrlegal.comJorge De Los Ríos¹jorge.delosrios@phrlegal.com

当事務所の中南米ニュースレターにおいて、2018年にコロンビアにおける競争法の概要をご紹介してから、約5年が経過しました³。本稿では、コロンビア競争法に関し、2018年以降に生じた法令改正等の内容をまとめるとともに、執行・実務の状況についてもご紹介します。

1. 法令等に関するアップデート

(1) 企業結合規制

企業結合規制の全体的な枠組みは、2018年から変化していません。ただし、2021年1月に、コロンビアの競争当局(Superintendencia de Industria y Comercio。以下「SIC」といいます。)は、届出費用制度を導入しました。これにより、企業結合手続に参加する者は皆、届出に先立って届出費用を支払わなければなりません。下表のとおり、届出費用の金額は手続に応じて異なります。また、届出費用は毎年変更される⁴ところ、下表の数値は2023年のもの⁵であることにご注意ください。

手続	費用
<u>通知</u> ⁶	3,129,500 コロンビアペソ

¹ [Posse Herrera Ruiz Law Firm](#)

² 同上

³ [中南米ニュースレター-2018年8月号 \(nishimura.com\)](#)

⁴ SICは毎年、その年の届出費用を定める規則を発出します。

⁵ 2023年規則632号。

⁶ 当該企業結合によって影響を受ける市場における当事会社の単独又は合算したシェアが20%に満たない場合(2009年法1340号(以下「09年法」といいます。))9条)。

事前届出 ⁷	一次	16,962,750 コロンビアペソ
	二次	当該企業結合の前年度における当事会社の単独又は合算した営業利益又は総資産が 1,641,044.99 UVT ⁸ を上回るが、その 2 倍を下回る場合、31,249,550 コロンビアペソ
		当該企業結合の前年度における当事会社の単独又は合算した営業利益又は総資産が 1,641,044.99 UVT の 2 倍以上である場合、37,950,750 コロンビアペソ
		当該企業結合の前年度における当事会社の単独又は合算した営業利益又は総資産が 1,641,044.99 UVT の 3 倍以上である場合、44,651,900 コロンビアペソ

(2) 反競争的行為に対する規制

反競争的行為に関する規制に関しては、以下の通り、重要な変更がいくつかありました。

(ア)コンプライアンス・オフィスの設立

SIC は、2022 年 1 月、2022 年令 92 号に基づき、(a) SIC が独禁調査を終結させるために受け入れた誓約⁹のフォローアップ、(b) 企業結合のクリアランスの際に SIC が課した問題解消措置の遵守状況のモニタリング、(c) 独禁調査の一部として当事会社に課された命令の順守状況のモニタリングを担当する「コンプライアンス・オフィス」を設立しました。

(イ)リニエンシー制度

2022 年 2 月にコロンビア政府が定めた 2022 年令 253 号により、リニエンシー制度が改定されました。主な修正点は以下の通りです。

- ✓ 「リニエンシー申請者は反競争的行為を促進又は扇動した者ではない」との推定が除去されました。新

⁷ 当該企業結合によって影響を受ける市場における当事会社の単独又は合算したシェアが 20%以上の場合(09 年法 9 条)。なお、事前届出 手続は二段階に分かれており、各々について届出費用が設定されています。一次審査では、当事者は定められた最低限の必要情報を提供し、当該企業結合について SIC が予備的評価を行います。一次審査の手続は最長 30 日間で、重要な影響を及ぼさない取引は、通常、この段階で承認されます。二次審査は、一次審査に加えて実施される、より詳細な審査段階です。二次審査の期間は 3 か月ですが、SIC が追加の情報提供を要求した場合、当該情報の提出完了まで延長されます。二次審査を要する企業結合の場合、企業結合届出から二次審査完了まで、5~10 か月程度の時間を要します。

⁸ 2023 年の UVT(Unidad de Valor Tributario: Tax Unit Value)は 42,412 コロンビアペソ(2023 年 10 月 1 日のレートで約 1,500 円相当)です(2022 年規則 1264 号 1 条)。

⁹ 起訴された当事会社が行政調査の過程で誓約を行った場合、SIC は、当事会社に制裁を科さずに調査を終了することができます。この誓約は SIC 長官に対して、SIC が起訴状を発行してから 20 営業日以内に行われなければならないとされており、かかる誓約を受け入れるか否かは SIC 長官が裁量により決定します。

法の下では、各申請者は、自らが競争法への違反行為を促進・扇動していないことを宣言しなければなりません¹⁰。また、申請者が、反競争的行為を促進・扇動した者の正体を明かす場合には、これを証明しなければなりません¹¹。ただし、改定前の制度においても、反競争的行為を促進又は扇動した者がリニエンシーの恩恵を受ける資格を有しないとされており、この点に変更があるわけではありません。

- ✓ リニエンシー制度によって申請者が恩典を受けるための条件も変更されました¹²。旧制度及び現行制度下でのリニエンシー申請による恩典はそれぞれ以下の通りです。

<旧制度>

申請時期	第一順位	第二順位	第三順位
SIC による起訴状に対するコメント期間(起訴状発行日から 20 営業日)終了まで	適用される制裁の完全免除	適用される制裁の 30 - 50%の免除	適用される制裁の 25%までの免除

<現行制度>

申請時期	第一順位	第二順位	第三順位
SIC による起訴状発行日まで	適用される制裁の完全免除	適用される制裁の 30 - 50%の免除	適用される制裁の 25%までの免除
SIC による起訴状発行日以降	適用される制裁の 30%までの免除	適用される制裁の 25%までの免除	適用される制裁の 15%までの免除

- ✓ リニエンシーによる恩典の喪失事由に、「申請後、迅速に反競争的行為への加担を中止しなかったこと」が追加されました¹³。

(ウ)罰則

2022 年 1 月、反競争的行為に対する罰則が修正されました¹⁴。しかし、かかる修正について、2023 年 3 月、コロンビアの憲法裁判所は違憲と判断し、無効としました。このため、現在では、罰則について、09 年法が定める内容から変更はありません。

(エ)コロンビア技術規格

¹⁰ この宣言を裏付ける証拠の提出等は特段要求されていませんが、手続が進む中で、リニエンシー申請者が反競争的行為を促進又は扇動した者であったことを SIC が発見した場合、当該申請者は直ちにリニエンシー手続から排除されることとなります。

¹¹ 2023 年令 253 号 1 条

¹² 同上

¹³ 同上

¹⁴ 2022 年法 2195 号

2020年1月29日にICONTECがコロンビア技術規格(Norma Técnica Colombiana free competition ("NTC"))を発行したことに触れておかなければなりません。ICONTECはベストプラクティスに関する指針の開発及びその民間団体における採用認証を行うNGOです。これ自体は法令ではありませんが、民間団体においては、反競争的行為の予防のための仕組みとして、NTCが採用されています。また、SICも、企業によるNTCの採用を奨励しているほか¹⁵、企業結合の際の問題解消措置として、あるいは独禁法違反調査の一部として、NTCの採用を命じることもあります。

2. 執行動向等

過去数年を振り返ると、SICによる独禁法違反調査は、Iván Duque Márquez大統領時代(2018 - 2022年)には非常に活発でした(特に2018 - 2019年)が、Gustavo Petro大統領による現政権(2022年8月-)では、現在までのところ、比較的低調です。なお、いずれの政権下でも、海外当局との協働のあまり盛んではありません。

もっとも、2023年5月になって、Gustavo Petro大統領はMaría del Socorro Pimiento Corbacho氏をSIC長官に任命しました。同氏は、SICで30年以上勤務し、IP関係のプラクティスに重点的に取り組んできた人物であり、2023年下半期にはSICによる調査活動が活発化することが予想されます。SICは、テレコミュニケーション分野、特にモバイルサービス市場における支配的な事業者による多くの競争制限的行為について、相当数の調査を開始することが見込まれています。

一方、企業結合規制の面についてみると、SICは企業結合に対して促進的な立場を取ってきました。2022年に行われた企業結合申請全248件のうち、SICが承認しなかったものは0件で、問題解消措置が課されたものも1件に留まっています。

3. 今後の展望

2022年、コロンビアの実質GDP成長率は前年比7.5%という大幅な伸びを記録しました。輸出額も大幅に増加したほか、対内直接投資額は前年比81.7%増の170億4,800万ドルとなり、統計史上最高額を更新しています¹⁶。加えて、コロンビア政府は、2016年のFARCとの和平合意の後も、2022年12月に4武装組織との停戦合意(停戦期間：2023年1 - 6月)、同年6月に民族解放軍(ELN)との停戦合意(2023年8月 - 停戦期間開始)を締結するなど、社会的安定性の面でかなりの成果を出してきています。長く続いたコロナ禍の終結も相俟って、日本企業がコロンビア市場への進出を検討する時機が到来したといえるかもしれません。

上記の通り、競争法分野においては、2018年以降、重要な進展がありました。NTCの発行、SICによるNTCの奨励、コンプライアンス・オフィスの設立などに照らしても、競争法遵守の重要性がますます高まっていることは明らかです。2023年下半期には当局による執行がいつそう活発化する可能性もあり、今後の展開に引き続き注視が必要です。

¹⁵ SICによる [Guide for the Implementation of Antitrust Compliance Programs](#) (2022年11月)

¹⁶ [コロンビアの貿易と投資 | コロンビア - 中南米 - 国・地域別に見る - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報室 newsletter@nishimura.com